



まちのお知らせ



へようこそ!



◆◆◆ 道の駅「パレットピアおおの」内 子育てはうす ぱすてるからのお知らせです。◆◆◆

◎ひなまつりコンサート 親子で弦楽四重奏をお楽しみください!

プログラム となりのトトロ、おもちゃのシンフォニー(参加者と合奏)ほか

演奏者 パレット弦楽四重奏(大垣市室内管弦楽団のメンバー)

日時 3月2日(日) 午後2時~(開場:午後1時45分)(1時間程度)

定員 50人(親子あわせて)

参加費 200円(小学生以上) ※町外の20歳以上は別途入館料100円

申込方法 参加者氏名、年齢、住所、連絡先を「子育てはうすぱすてる」まで申込む。(電話予約可)

申込締切 2月23日(日) ※定員になり次第、締切。



▲パレット弦楽四重奏の皆さん

◎親子教室「ピヨピヨクラブ」の会員を募集します!

令和7年度の「ピヨピヨクラブ」の会員募集を行います。

0・1・2歳児を対象とした親子教室で、親子で手あそびや体操、制作あそびを楽しみます。お子さんと保護者の交流の場として、親子で多くの友だちを作り、楽しんで子育てをしましょう。

※親子教室は、町内在住者が対象です。

ピヨピヨクラブ

0歳児 令和6年4月2日以降生まれの子

開催日時 火曜日(月2回程度) 午前10時30分~11時15分

1~2歳児 令和4年4月2日~6年4月1日生まれの子

開催日時 金曜日(月2回程度) 午前10時30分~11時15分

クラブ開始 5月(4月に開級式を開催)

※決定者には、後日通知します。

定員 0歳児、1~2歳児 各8組(先着順)

申込期間 2月10日(月)~3月24日(月) 午前10時~午後4時 ※電話申込可。ただし、1週間以内に申請書を提出してください。

◎2月のスケジュール(予定)

ピヨピヨ
クラブ

ふたばクラス...4日(火)、18日(火)

みつばクラス...13日(木)

よつばクラス...14日(金)

誕生会...17日(月)

栄養相談(栄養士による)...28日(金)

休館日 5日(水)、12日(水)、19日(水)、25日(月)、26日(水)

※開館状況等が変更になる場合がありますので、ホームページ等にて確認してください。

申込・問合せ先 子育てはうす ぱすてる ☎ 34-1010

おおのファミリー・サポート・センターからこ・ん・に・ち・は

「お試し体験補助」体験レポート♪

お試し体験補助を利用してファミサポを利用されました!

お母さんがお出かけの間、お子さんを「ぱすてる」にてお預かりしました。提供会員さんに本を読んでもらったり、遊具で遊んだり、はじめは不安そうなお子さんも、提供会員さんの優しい預かりに、すっかり安心して遊んでいました。

お母さんも安心して用事を済ませることができていたようでした。

ぜひこの機会に、お試し体験補助を使ってファミサポを利用してみませんか?

◎お試し体験補助とは...

0~2歳未満のお子さんのいる世帯がファミサポを

利用される時に、2,400円(1回限り)の補助が受けられるものです。

※2歳未満とは、2歳の誕生日を迎える月末まで、とします。

※きょうだいがいる場合、12歳までのお子さんのサポートも利用できます。

※事前に利用会員登録が必要です。(会費、登録料無料)



サポートの前には、お子さんも一緒に顔合わせをして、お互いの情報交換をする「事前打合せ」の時間を設けていますので、安心して利用ください。

問合せ先 おおのファミリー・サポート・センター(子育てはうす ぱすてる内) ☎ 34-1010



大野町小中学校の あり方コーナー

Vol.8

町では、こども達にとって望ましく、将来に渡り持続可能な教育環境を構築するため、望ましい小中学校のあり方について令和3年度より検討を進めてきました。

このコーナーでは、検討している内容や経過などについて、お知らせします。

現在、町では小中学校の再編に向けた基本方針の策定に取り組んでいますが、学校の再編次第では児童生徒の通学距離が長くなる可能性もあり、通学条件を考慮することも重要です。

今月号では、皆さんが小中学校の再編について考えていただく参考のため、通学条件や町に寄せられた意見でも多かったスクールバスについてお知らせします。

◆通学条件

国は、学校の配置にあたっては児童生徒の通学条件を考慮することを必要とし、次の考え方を示しています。(公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き)

(1) 通学距離による考え方

徒歩や自転車による通学距離としては、**小学校でおおむね4 km 以内、中学校でおおむね6 km 以内**を目安としています。

(2) 通学時間による考え方

適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として**おおむね1時間以内**を目安としています。

◆スクールバス

遠距離から学校へ通う児童生徒の通学支援として多くの市町村で導入されているのがスクールバスです。町においても一部地域で導入していますが、そのメリットやデメリットとして次のような事が一般的に挙げられています。

【メリット】

- ・通学における安全確保（登下校時の交通事故や犯罪の防止、熱中症対策など）
- ・見守り活動など、保護者や地域住民の負担軽減
- ・学校におけるバスの待ち時間の有効活用（学習指導、遊び時間の創出など）
- ・学校と地域をつなぐ手段としての活用（地域学校協働活動などバス通学に対する地域の協力）

…等

【デメリット】

- ・歩行時間の減少による体力低下、車内での感染症蔓延やトラブルの発生
- ・バス時間に合わせるための生活時間の制限
- ・バス運行に伴う教職員の負担増（乗降時の点呼、バス運行に伴う判断など）
- ・バス運行による事業経費の増加（車両・運転手の確保、維持費など）…等

今回お知らせしたのは、国の基準や一般的に言われている内容です。皆さんのご意見を参考に通学条件について町として検討していきますので、ぜひご意見をお寄せください。

会議の資料や会議録は、町のホームページで公開しています。



ご覧になった感想や意見など、お寄せください。



問合せ先 学校教育課 ☎ 35-5378

大野町第七次総合計画(案)に対する意見の募集について

町では、平成27年度に策定した第六次総合計画を指針として「快適で 笑顔あふれるやすらぎのまち おおの」の実現を目指したまちづくりを推進しています。

第六次総合計画が令和6年度で後期分（5年）の終期を迎えるにあたり、引き続き町が目指す都市像の実現に向けた施策等を明示し、町政を総合的かつ計画的に運営することを目的として「大野町第七次総合計画(案)」をまとめました。

この計画（案）について、皆さんから広く意見をお伺いするために、意見募集（パブリックコメント）を次のとおり実施します。

ご不明な点については、町ホームページを確認いただくか、次まで問合せてください。

◎公表資料 大野町第七次総合計画（案）

◎閲覧方法 1月24日（金）から次の方法により公表しています。

(1) 町ホームページでの閲覧

(2) 役場2階 政策財政課での閲覧

閲覧時間：土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分

(3) 第1公民館から第6公民館での閲覧

閲覧時間：日・月曜日を除く午前8時30分～午後5時15分

◎応募資格 町内に在住または勤務している人および事業所を有する個人又は法人

◎募集期間 1月24日（金）～2月10日（月）

◎提出方法 所定の意見提出用紙にて提出してください。

問合せ先 政策財政課 ☎ 35-5363

令和7年5月26日 改正戸籍法施行 戸籍にフリガナが記載されます

令和7年
5月以降

本籍地の市区町村から
戸籍に記載される予定の氏名の
フリガナの通知が届きます



Point

通知されたフリガナをまず確認！

誤っている場合は届出をしてください

マイナポータルでオンライン届出もできるよ



戸籍制度
マスコットキャラクター
コセキツネ

令和8年
5月以降

通知されたフリガナが
戸籍に記載されます

次号以降

制度の詳細をお伝えします！
大切な戸籍がどうなるのか、
ぜひチェックしてみてくださいね！
(全3回掲載予定)

【詐欺にご注意ください】
フリガナの届出に手数料はかかりません。
届出をしなくても罰則はありません。

フリガナのルールができます
詳しくはこちら→



問合せ先 住民課 ☎ 35-5368



口座振替なら「便利・安心・確実」！！

町税等納付の利便性向上のため、金融機関の口座振替による納付を推奨しています

◎口座振替について

口座振替とは、指定された預貯金口座から各納期限日に、金融機関が自動的に振り替えて納付する制度です。

◎口座振替のメリット

- ・口座振替を利用すると、納付のたびに金融機関やコンビニエンスストアに出向く必要がなくなります。
- ・自動的に納期限日に振替されるため、納め忘れが防止できます。
- ・一度申込みを行うと翌年度以降も自動的に継続します。
- ・預貯金通帳に納付の記録が残りますので、家計管理に役立ちます。

◎手続き方法

金融機関または役場に備付けの口座振替依頼書に必要な事項を記入し、通帳印（金融機関届出印）を押印のうえ、口座のある金融機関に提出してください。
 ※記入方法などご不明な点がございましたら、税務課まで問合せください。

◎口座振替が可能な町税等

- ・町県民税（普通徴収）

- ・固定資産税
- ・軽自動車税（種別割）

※国民健康保険税や上水道料金、住宅使用料、保育料等、後期高齢者医療保険料、学校給食費も可能です。詳しくは各担当課に問合せください。

◎町税等の口座振替ができる金融機関

- ・大垣共立銀行 ・十六銀行 ・いび川農業協同組合
- ・大垣西濃信用金庫 ・ゆうちょ銀行 ・岐阜信用金庫
- ・岐阜商工信用組合 ・西美濃農業協同組合

◎その他

- ・年度途中からの全期前納の申込みは、その年度に限り、期別納付になります。
- ・長期間振替がない場合には、取扱いを解除することがあります。
- ・還付金が発生した場合、申込口座へお返しします。
- ・納期限を過ぎたもの（再振替対象分は除く）、分割納付分は振替できません。
- ・申込みから振替口座の登録までは、約2カ月の期間を要します。

（4月から開始するには、2月中のお手続きが必要です。）

問合せ先 税務課 ☎ 35-5367

町営住宅入居者募集中

礼金・共益費なし！ 静かな環境で全室日当たり良好！ 商業施設も近くて便利！

団地名	中之元北団地（特定公共賃貸住宅）2～4階部分
募集戸数	若干数 3DK
住宅使用料 （賃貸条件等）	使用料 3DK 52,000円/月（駐車場1台、2㎡の物置を含む）
	敷金 家賃の3カ月分
	その他 インターネット回線、広場、物置、集会場、自転車置場、ゴミ集積場、エレベーター有り
入居資格 （全てに該当すること）	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年の1カ月の世帯全員の所得金額（※）が158,000円以上487,000円以下の人（所得の上昇が見込まれる人を含む） ・現に自ら居住するための住宅を必要としていること ・現に同居し、または同居しようとする親族があること ・現に町税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと ・その者または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと

※ 1カ月の所得とは（年間所得金額－控除額の合計）÷12カ月

◇駐車場は、1戸につき1台です。

◇入居決定/応募戸数が募集戸数を超えた場合は、抽選により入居者を決定します。

◇ゴミ当番、管理人、地元とのお付き合い等があります。

※詳しい内容は町ホームページをご覧ください。

申込・問合せ先 建設課 ☎ 35-5376

精神に障がいのある人のJR運賃割引が 4月1日から始まります

1 対象となる人

精神保健福祉手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」の欄に「**第一種**」または「**第二種**」の記載（スタンプまたは印字）がある手帳をお持ちの人

【第一種】 精神保健福祉手帳1級

【第二種】 精神保健福祉手帳2級または3級

（注）有効期限が切れた手帳、写真が貼付されていない手帳は、割引対象とはなりません。

スタンプまたは印字がない手帳については、今後、更新の際に新たに発行される手帳に印字が追加されます。なお、次に該当する人は、窓口にて減額区分のスタンプを押印します。

○窓口にてスタンプを押印する人

※交付者の申出に応じて押印します。必ず手帳を持参してください。

・令和6年9月19日以前の交付日で発行されており、有効期限が令和7年4月1日以降の手帳をお持ちの人

2 割引の概要

（1）介護者の人と一緒に利用する場合

- ・手帳をお持ちの人と介護者の人には、同一区間の乗車券類を購入いただきます。
- ・割引となる介護者の人は1名です。

対象者	第一種の手帳をお持ちの人と介護者の人	12歳未満の第二種の手帳をお持ちの人と介護者の人
対象となる乗車券類	普通乗車券、回数乗車券、普通急行券、定期乗車券（小児定期乗車券を除く）	定期乗車券（小児定期乗車券を除く）
割引率	5割	5割

（2）手帳をお持ちの人がひとりで利用する場合
片道の営業キロが100キロを超える場合に限り
ます。

対象者	第一種の手帳をお持ちの人 第二種の手帳をお持ちの人
対象となる乗車券類	普通乗車券
割引率	5割

3 利用方法等

- （1）割引乗車券は、駅の窓口で販売しています。乗車券の購入に際しては、手帳を駅係員に提示してください。
- （2）列車を利用する際にも、必ず精神保健福祉手帳をお持ちいただき、係員から提示を求められた場合は提示をしてください。
- （3）割引内容、利用方法等に関する詳細をお知りになりたい場合は、JRに問合せください。

4 その他

- ・割引の開始は、4月1日からです。それまでは、精神保健福祉手帳の減額区分欄の記載があっても、割引は受けられませんので注意してください。
- ・スタンプの押印や更新の際の受付については、次の窓口にご相談してください。

問合せ先 福祉課 ☎ 35-5369

防災行政無線を用いたJアラート・全国一斉情報伝達訓練を実施します

町では、地震や武力攻撃などの発生時に、全国瞬時警報システム（Jアラート）（※）から送られてくる国からの緊急情報を確実に皆さんへお伝えるため、情報伝達訓練を行います。

◎実施日時 2月12日（水）午前11時頃

◎訓練内容

情報伝達手段	放送内容
防災行政無線の訓練放送	町内に設置してある防災行政無線スピーカーや戸別受信機から、次の放送内容が一斉に放送されます。 【放送内容】チャイム音 + 「これは、Jアラートのテストです」（3回くり返し） + 「こちらは、広報おおのです」 + チャイム音



（※）Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えるシステムです。町外の地域でも、全国的にさまざまな手段で情報伝達訓練が行われます。放送内容は変更する場合があります。

問合せ先 総務課 ☎ 35-5364



まちのお知らせ



脳卒中予防教室のお知らせ

脳卒中は日本人の死因の第4位であり、介護が必要になる原因の第2位でもあります。脳卒中の最大の原因といわれている高血圧を中心に、脳卒中の予防について学んでみませんか？
3回1クールの教室です。お気軽に申込みください。

◎日時内容

1回目：2月 6日（木）

看護師講座「健康寿命を延ばす！脳卒中予防と早期発見」・運動実践・体組成測定

2回目：2月26日（水）

管理栄養士講座「脳健康を守る食生活の工夫 食事編」・運動実践

3回目：3月17日（月）

管理栄養士講座「脳健康を守る食生活の工夫 おやつ編」・運動実践

家庭で作った汁物の
塩分測定ができます！
（希望者）

◎時 間 午後1時30分～3時30分

◎対象者 教室に興味のある人、血圧が高めの人

（国保特定健診で血圧の判定値が135mmHg以上の人には個別通知しています）

◎場 所 保健センター

◎持ち物 筆記用具、スリッパ、運動ができる服装、細めのタオル、水分補給用の飲み物

◎参加費 無料

◎申込先 保健センター

◎申込期限 2月5日（水） 定員20名程度

申込・問合せ先 保健センター ☎ 34-2333

ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンについて

**3月31日までに1回以上接種した人は、
キャッチアップ接種期間が1年延長されます。**

キャッチアップ接種期間が3月31日に終了します。

現在HPVワクチンの接種者が急増し、大野町でも40%以上の人が接種しています。

大幅な需要増加に伴う全国的なワクチン不足を踏まえ、キャッチアップ接種期間中に1回以上接種している人の接種期間を1年延長することになりました。

予診票がない人は発行しますので、母子健康手帳を持参のうえ保健センターにお越しください。

◎対象者（次の①②両方に当てはまる人）

①平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれで接種が完了していない女子

②令和4年4月1日～令和7年3月31日にHPVワクチンを1回以上接種した人

◎接種期間

令和8年3月31日まで

問合せ先 保健センター ☎ 34-2333

中部国際空港(セントレア)が開港20周年を迎えます！

中部国際空港（セントレア）は平成17年2月に開港し、今年2月に20周年を迎えます。

町では、平成15年に（有）河本バラ園により開発された世界でもっとも青に近いバラ「ブルーヘブン」を、中部国際空港（セントレア）から連想する空と青のイメージに合わせ、愛称「セントレア・スカイローズ」と命名し、開港に合わせて中部国際空港へ贈呈したことから交流がはじまりました。

近年では、町内の小学生を対象とした課外授業として空港内の体験見学の受入や、豊かな環境を未来に繋ぐSDGsの取組として「セントレアと大野町のSDGsの森づくり」と題し、クヌギやコナラの苗木を町内（野区）の山腹へ150本植樹するなど相互の交流を深めています。

中部国際空港（セントレア）開港20周年、誠におめでとうございます。今後も相互の交流を深めるとともに、益々のご発展を心よりご祈念いたします。



開港20周年ロゴマーク

問合せ先 まちづくり推進課 ☎ 35-5374

犬の散歩に関するマナーについて



愛犬が地域からも愛される犬になるために、散歩中のマナー等について再確認していただくようご協力をお願いします。

犬の散歩の際に出る糞尿が、そのまま放置されているとの苦情が寄せられます。一部の心ない飼い主の行為が、地域の人に迷惑をかけると同時に環境や街の美観を損ねています。

- ・散歩をする際は必ず糞を回収するための**袋とスコップ**を持参して散歩しましょう。
- ・回収した糞については各家庭で新聞紙に包むなど匂いが発生しないよう対策をし、**生ごみ**として出しましょう。
- ・可能な限り犬が糞尿した場所については、水を流すなどして綺麗にしましょう。

問合せ先 環境生活課 ☎ 35-5372

北見市
ところ通信
Vol. 300

常呂地方卸売市場 初競り — 漁の安全と商売繁盛を祈願 —

1月9日、常呂漁業協同組合が常呂地方卸売市場で新年恒例の初競りを行いました。

競りを前に、川口組合長が生産者や関係者に対し、昨年の水揚げ高が好調であったことなど事業の報告を行い、日ごろの感謝を伝えました。

今年の漁の安全と豊漁、商売繁盛を祈願し三本手締めを終えると、威勢の良い掛け声で競りが始まり、カキやキンキなどが次々と競り落とされていきました。





令和6年度住民税非課税世帯への 支援給付金のお知らせ

国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、エネルギー・食料品価格等の更なる物価高騰の影響を特に受けている低所得世帯への、迅速な支援として、住民税非課税世帯に給付金を支給します。

①対象となる世帯

- ・基準日（令和6年12月13日）に町内に住民登録があること
- ・世帯全員の令和6年度分住民税均等割が非課税であること
- ・住民税均等割が課税されている人の扶養親族等のみで構成されている世帯ではないこと
- ・租税条約による住民税の免除の届け出ている人がいないこと
- ・既に他の自治体から世帯主として同趣旨の給付金を受給した人を世帯に含めないこと
- ・世帯の中に住民税が課税となる所得があるにもかかわらず未申告である人がいない世帯
- ・令和6年1月2日以降に外国から入国した人で、日本国内のいずれの市区町村に住民税課税権を有しない人を含む世帯

②給付額

- (1)基本給付 1世帯あたり3万円
- (2)子ども加算給付

基本給付対象世帯のうち、18歳以下（平成18年4月2日以降に出生）の児童がいる世帯には、対象児童1人あたり2万円の加算給付を支給します。

1. 対象児童

平成18年4月2日以降に出生し、基準日（令和6年12月13日）時点で世帯主と同一の世帯に属する児童

2. 加算額

対象児童1人あたり2万円

3. 給付対象者

基本給付の対象世帯で、対象児童が属する世帯の世帯主

③支給手続きについて

(1)支給条件を満たす世帯に「支給のお知らせ」を郵送します。口座変更や受給辞退等の申出がなければ、給付金を受給した口座に振込みますので、特に書類返送（申請）等の手続きは必要ありません。

※口座変更や受給辞退される場合は通知が届いてから2週間以内に役場福祉課へ申請をお願いします。

※過去に低所得者世帯への給付金を受給された世帯に限ります。

(2)基準日（令和6年12月13日）において新たに支給要件を満たしていることが確認できた世帯

「確認書」を郵送します。内容を確認し、必要事項を記入したうえで、返信用封筒にて必要書類と一緒に返送してください。

(3)令和6年6月4日以降に世帯構成に変更がある世帯（転入、離婚、死亡等による）

「支給のお知らせ」等の給付金に関する書類は郵送されませんので、役場福祉課まで問合せください。

(4)令和6年度住民税の未申告者がいる世帯

「支給のお知らせ」等の給付金に関する書類は郵送されませんので、役場福祉課まで問合せください。

④書類郵送予定

3月下旬（予定が前後する可能性があります）

⑤返信および申込期限

郵送の場合

6月30日（月）消印有効

窓口の場合

6月30日（月）午後5時まで

問合せ先 福祉課 ☎ 35-5369